交　A15－50	ｅｉｓａｎ　ｂｉｋｅ ｔｒｉ	株式会社永山 東京都台東区浅草橋４丁目２番２号浅草橋西口ビル３階
交　A15－51	ＬＭＡ03 ＥＬＭＡ03	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A15－52	ＬＭＡ63 ＥＬＭＡ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A15－53	ＬＤＵ43 ＥＬＤＵ43	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A15－54	ＬＤＵ63 ＥＬＤＵ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A15－55	ＬＤＵ03 ＥＬＤＵ03	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A15－56	ＬＳＴ63 ＥＬＳＴ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A15－57	ＬＧＬ63 ＥＬＧＬ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A15－58	ヤマハパス ＸＯＬＷ	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A15－59	ヤマハパス ＸＯＬＸ	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A15－60	ヤマハパス ＸＯＴ１	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A15－61	ヤマハパス ＸＯＴ２	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A15－62	ヤマハパス ＸＯＴ３	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A15－63	ヤマハパス ＸＯＴ４	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A15－64	ヤマハパス ＸＯＴ５	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地

○農林水産省告示第二千四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大徳二九二の一五六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草五六六五のイ・五七四一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草二四二三の四一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡白馬村大字神城字山崎一三二二六のイ、一三二二六のロの一から一三二二六のロの五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山崎一三二二六のイ・一三二二六のロの四・一三二二六のロの五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三二二六のロの一から一三二二六のロの三まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。）